

議案第78号

飯能市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

飯能市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「選考方法」を「選定方法」に改める。

第5条第1項第1号中「第11条」を「第5号、第9条の2第4号及び第11条第1項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

エ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

オ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

カ アからオまでに掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかかな者

第8条の見出し中「選考」を「選定」に改め、同条第1項中「においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、入居者を選考する」を「には、公開抽選により入居者を選定する」に改め、同項各号を削り、同条第2項から第4項までを削る。

第9条第1項中「選考する」を「選定する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（入居者等の選定の特例）

第9条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、第8条及び前条の規定による選定に当たり優遇措置を講ずることができる。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの

(2) 次のいずれかに該当する者のみと現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の者

ア 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

イ 18歳未満の親族

ウ 60歳以上の親族

(3) 第5条第1項第1号イからエまで又はキのいずれかに該当する者

(4) 前号に該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

(5) 前各号に該当する者のほか、市長が特に住宅に困窮していると認める者
第14条第1項中「毎年6月末日までに」を「毎年度」に改める。

第39条第1項中「5日」を「15日」に改める。

第60条中「法第47条第1項」を「前項」に、「第16条第4項」を「第2条第5号、第3条、第4条、第5条第2項、第7条第2項及び第3項、第8条から第12条まで、第16条第4項、第19条第3項、第25条、第26条第1項及び第2項」に、「第34条並びに第40条第1項（第3号から第7号までを除く。）」を「第33条第2項、第34条、第39条第1項、第40条第1項及び第3項から第6項まで、第48条、第50条第2項、第51条、第52条第2項から第5項まで、第55条第1項、第57条第2項及び第3項並びに第58条第1項」に改め、「これらの規定」の次に「（第5条第2項を除く。）」を、「理事長」との次に「、第5条第2項中「市長は」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長は」と」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、法第47条第1項の規定により、市営住宅又は共同施設の管理を埼玉県住宅供給公社に行わせることができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

飯能市長 新井重治

飯能市営住宅設置及び管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 市長は、前項の公募に当たって、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、<u>選定方法</u>の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第5号、第9条の2第4号及び第11条第1項</u>において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつてはこの限りでない。</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する者であること。</u></p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 市長は、前項の公募に当たって、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、<u>選考方法</u>の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第11条</u>において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあつてはこの限りでない。</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</u></p>

ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

エ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

オ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

カ アからオまでに掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

(4)~(5) 省略

2 省略

(入居者の選定)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には、公開抽選により入居者を選定するものとする。

(4)~(5) 省略

2 省略

(入居者の選考)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうち

から、入居者を選考するものとする。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかかな者

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 市長は、前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定す

る。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人又は心身障害者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 省略

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選定する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 省略

(入居者等の選定の特例)

第9条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、第8条及び前条の規定による選定に当たり優遇措置を講ずることができる。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの
- (2) 次のいずれかに該当する者のみと現に同居し、又は同居しようと

する60歳以上の者

ア 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

イ 18歳未満の親族

ウ 60歳以上の親族

(3) 第5条第1項第1号イからエまで又はキのいずれかに該当する者

(4) 前号に該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

(5) 前各号に該当する者のほか、市長が特に住宅に困窮していると認める者

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2～4 省略

(市営住宅の検査)

第39条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、15日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 省略

(管理の特例)

第60条 市長は、法第47条第1項の規定により、市営住宅又は共同施設の管理を埼玉県住宅供給公社に行わせることができる。

2 前項の規定により埼玉県住宅供給

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年6月末日までに、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2～4 省略

(市営住宅の検査)

第39条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 省略

(管理の特例)

第60条

法第47条第1項の規定により埼玉

公社が市営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第2条第5号、第3条、第4条、第5条第2項、第7条第2項及び第3項、第8条から第12条まで、第16条第4項、第19条第3項、第25条、第26条第1項及び第2項、第30条第1項及び第4項、第32条、第33条第2項、第34条、第39条第1項、第40条第1項及び第3項から第6項まで、第48条、第50条第2項、第51条、第52条第2項から第5項まで、第55条第1項、第57条第2項及び第3項並びに第58条第1項の規定の適用については、これらの規定（第5条第2項を除く。）中「市長」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長」と、第5条第2項中「市長は」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長は」と、第16条第4項中「その日」とあるのは「市長がその日」と、第34条第1項中「第13条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定による

玉県住宅供給公社が市営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第16条第4項、第30条第1項及び第4項、第32条、第34条並びに第40条第1項（第3号から第7号までを除く。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長」と、第16条第4項中「その日」とあるのは「市長がその日」と、第34条第1項中「第13条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第32条の規定によるあっせん等」とする。

あっせん等又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第32条の規定によるあっせん等」とする。